

2	<p>3. 指定要件は次のように定められている。（法第25条の3）</p> <p>(1) 事業所ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>(2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ウ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。</p> <p>エ 法第25条の11第1項の規定により指定を取消され、その取消の日から2年を経過しない者。</p> <p>オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。</p> <p>カ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの。</p>	<p>3. 指定要件は次のように定められている。（法第25条の3）</p> <p>(1) 事業所ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>(2) 国土交通省令で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの</p> <p>イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ウ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。</p> <p>エ 法第25条の11第1項の規定により指定を取消され、その取消の日から2年を経過しない者。</p> <p>オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。</p> <p>カ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの。</p>	<p>厚生労働省令から国土交通省令に変更</p>
6	<p>1. 8 給水装置工事の種類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 給水装置工事の種類は、新設・改造・撤去・修繕の4種類とする。（条例第3条1項第2号に基づく）</p> <p>(1) 新設工事とは、新規に給水装置を設置する工事をいう。</p> <p>(2) 改造工事とは、給水装置の原形を変える工事をいう。</p> <p>(3) 撤去工事とは、不要になった給水装置を全部取りはずす工事をいう。</p> <p>(4) 修繕工事とは、給水装置が破損した場合、これを原形に修復する工事をいう。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は除く。</p> </div>	<p>1. 8 給水装置工事の種類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 給水装置工事の種類は、新設・改造・撤去・修繕の4種類とする。（条例第3条1項第2号に基づく）</p> <p>(1) 新設工事とは、新規に給水装置を設置する工事をいう。</p> <p>(2) 改造工事とは、給水装置の原形を変える工事をいう。</p> <p>(3) 撤去工事とは、不要になった給水装置を全部取りはずす工事をいう。</p> <p>(4) 修繕工事とは、給水装置が破損した場合、これを原形に修復する工事をいう。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は除く。</p> </div>	<p>厚生労働省令から国土交通省令に変更</p>
11	<p>5. 指定事業者等は、給水装置の所有者変更手続きの委託を受けた場合、速やかに「給水装置所有者変更届」を提出すること。なお、この手続きを行うときには、新所有者、旧所有者双方の印鑑証明書又は売買契約書の写し、登記事項証明書等事実関係を証明できるものを添付すること。</p> <p>6. 申込者は、次の場合に利害関係人の同意を得て、給水装置工事申込書の同意欄に本人又はその代理人の署名捺印若しくは記名押印を得ること。なお、給水装置工事申込書の同意欄に収まらない場合は、別途同意書を作成し、提出すること。</p> <p>(1) 他人の土地又は家屋もしくはその両方に給水装置を設置する場合。</p> <p>(2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置する場合。</p> <p>(3) 水道組合や個人所有の共用管等の権利所有口数を超えるメーターを設置又はメーター口径を大きくするなど、使用水量が著しく増加する場合。</p>	<p>5. 指定事業者等は、給水装置の所有者変更手続きの委託を受けた場合、速やかに「給水装置所有者変更届」を提出すること。なお、この手続きを行うときには、新所有者、旧所有者の双方の印鑑証明書又は売買契約書の写し、建物への給水を行っている際は「建物の登記事項証明書」、建物が現存しない場合は、「土地の登記事項証明」書等事実関係を証明できるものを添付すること。</p> <p>6. 申込者は、(1)～(3)の場合に、給水装置工事申込書の利害関係人確認欄に利害関係人又はその代理人の住所氏名を記載し、承諾の有無について記載すること。給水装置工事申込書の確認欄に収まらない場合は、別途利害関係人確認書を作成し、提出すること。なお、利害関係人への承諾等は申込者の責任において取得するものであるため、申込書の利害関係人その他の者から異義があった場合は申込者の責任において解決することとし、水道局はその責を負わない。</p> <p>(1) 他人の土地又は家屋もしくはその両方に給水装置を設置する場合。</p> <p>(2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置する場合。</p> <p>(3) 水道組合や個人所有の共用管等の権利所有口数を超えるメーターを設置又はメーター口径を大きくするなど、使用水量が著しく増加する場合。</p>	<p>文言の修正 利害関係人欄の記載変更</p>

46	<p>6.3 給水管の口径の決定</p> <p>1. 給水管の口径は、管理者が定める配水管の水圧において、計画使用水量を供給できる大きさにすること。</p> <p>2. 水理計算にあたっては、計画条件に基づき、損失水頭、管口径及びメーター口径等を算出すること。</p> <p>3. 損失水頭の計算にあたっては、原則として、配水管（設計）水圧を使用する。配水管（設計）水圧は、0.2MPa≒20mとして計算すること。ただし、別に定める地域は、本市の提示する配水管（設計）水圧とすることができる。</p> <p>4. メーターの口径は、計画使用水量に基づき、本市が採用するメーターの使用流量基準の範囲内で決定する。</p> <p><解説></p> <p>1. 水理計算の構成は、次のとおりである。</p>	<p>6.3 給水管の口径の決定</p> <p>1. 給水管の口径は、管理者が定める配水管の水圧において、計画使用水量を供給できる大きさにすること。</p> <p>2. 水理計算にあたっては、計画条件に基づき、損失水頭、管口径及びメーター口径等を算出すること。</p> <p>3. 損失水頭の計算にあたっては、原則として、配水管（設計）水圧を使用する。配水管（設計）水圧は、0.2MPa≒20mとして計算すること。ただし、別に定める地域は、本市の提示する配水管（設計）水圧とすることができる。なお、損失水頭の計算にあたっては、原則として現況水圧や地盤高さによる加算は認めない。</p> <p>4. メーターの口径は、計画使用水量に基づき、本市が採用するメーターの使用流量基準の範囲内で決定する。</p> <p><解説></p> <p>1. 水理計算の構成は、次のとおりである。</p>	<p>損失水頭の計算にあたる注意事項の追加</p>
100	<p>6. SP設備の設置の際の管口径は、配水管の給水能力の範囲内で、SP設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られること。また、通常の使用時においても必要な水圧、水量が得られること。</p> <p>上記の事項が満たされない場合は、給水管の増口径、受水槽の設置や加圧ポンプの設置、建築物内装の耐火性を向上させる等の措置が必要となる。</p> <p>管口径の決定については、通常使用水量とSP設備作動時の水量を合算させず、各々の使用水量を満足させた水理計算書を提出すること。</p> <p>SP設備の設置者に対して水道が断水や水圧低下した場合に、正常な効果が得られない旨を確実に了知させるため、申請時に設置者が署名捺印もしくは記名押印した「確認書」を提出すること。</p>	<p>6. SP設備の設置の際の管口径は、配水管の給水能力の範囲内で、SP設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られること。また、通常の使用時においても必要な水圧、水量が得られること。</p> <p>上記の事項が満たされない場合は、給水管の増口径、受水槽の設置や加圧ポンプの設置、建築物内装の耐火性を向上させる等の措置が必要となる。</p> <p>管口径の決定については、通常使用水量とSP設備作動時の水量を合算させず、各々の使用水量を満足させた水理計算書を提出すること。</p> <p>SP設備の設置者に対して水道が断水や水圧低下した場合に、正常な効果が得られない旨を確実に了知させるため、申請時に設置者が署名もしくは記名した「確認書」を提出すること。</p>	<p>押印廃止による改訂</p>
100-1	<p>また、給水装置の構造・材質の基準を満たし、水道水中の遊離残留塩素を0.1mg/l以上確保できるとされるものであっても、管路の状況や使用状態等によっては、遊離残留塩素の低下が想定されるので、設置に際しては次の措置が必要である。</p> <p>① 上流側に止水栓を設置する。</p> <p>② 逆流防止の措置を講じる。</p> <p>③ 使用者に対し、製造業者の定めた使用・管理方法を遵守し適切に使用することを周知する。</p> <p>④ 申請時に申請者（所有者）が署名捺印もしくは記名押印した「活水器等設置申請書」を提出すること。</p>	<p>また、給水装置の構造・材質の基準を満たし、水道水中の遊離残留塩素を0.1mg/l以上確保できるとされるものであっても、管路の状況や使用状態等によっては、遊離残留塩素の低下が想定されるので、設置に際しては次の措置が必要である。</p> <p>① 上流側に止水栓を設置する。</p> <p>② 逆流防止の措置を講じる。</p> <p>③ 使用者に対し、製造業者の定めた使用・管理方法を遵守し適切に使用することを周知する。</p> <p>④ 申請時に申請者（所有者）が署名もしくは記名した「活水器・浄水器設置申請書」を提出すること。</p>	<p>押印廃止による改訂</p>
101	<p>(1) 設置条件</p> <p>① 当該システムの各給水用具・ユニット等は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に適合すること。</p> <p>② 当該システムの1次側（上流側）に止水用具及び逆流防止装置を設置すること。</p> <p>③ 当該システムの外側にバイパス配管を設置する場合は、貯湯タンク側とバイパス配管側で適正な流量配分が確保できるよう減圧弁の設定等を貯湯タンク機器の仕様書等により確認の上、設置すること。</p> <p>④ 申請時に申請者（所有者）が署名捺印もしくは記名押印した「太陽熱利用給湯システム設置申請書」を提出すること。</p>	<p>(1) 設置条件</p> <p>① 当該システムの各給水用具・ユニット等は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に適合すること。</p> <p>② 当該システムの1次側（上流側）に止水用具及び逆流防止装置を設置すること。</p> <p>③ 当該システムの外側にバイパス配管を設置する場合は、貯湯タンク側とバイパス配管側で適正な流量配分が確保できるよう減圧弁の設定等を貯湯タンク機器の仕様書等により確認の上、設置すること。</p> <p>④ 申請時に申請者（所有者）が署名もしくは記名した「太陽熱利用給湯システム設置申請書」を提出すること。</p>	<p>押印廃止による改訂</p>
101-1	<p>③ システム内の給水用具に接続する給水管については、逆流防止装置の下流側から配管すること。なお、逆流防止装置の上流側から分岐して、システムの給水用具に接続する系統がある場合は、その系統にも逆流防止装置を設置すること。</p> <p>④ 前述「②・③」で設置する逆流防止装置の上流側に水質検査用の直結水栓とその直後に止水用具としてボールバルブ(JWWA B 108)又はねじ込み仕切弁(JIS B 2011)を設置すること。</p> <p>⑤ システム内の混合水栓は逆流防止装置内蔵であることが望ましい。</p> <p>⑥ 申請時に申請者（所有者）が署名捺印若しくは記名押印した「直結型循環式給湯システム設置申請書」を提出すること。</p>	<p>③ システム内の給水用具に接続する給水管については、逆流防止装置の下流側から配管すること。なお、逆流防止装置の上流側から分岐して、システムの給水用具に接続する系統がある場合は、その系統にも逆流防止装置を設置すること。</p> <p>④ 前述「②・③」で設置する逆流防止装置の上流側に水質検査用の直結水栓とその直後に止水用具としてボールバルブ(JWWA B 108)又はねじ込み仕切弁(JIS B 2011)を設置すること。</p> <p>⑤ システム内の混合水栓は逆流防止装置内蔵であることが望ましい。</p> <p>⑥ 申請時に申請者（所有者）が署名もしくは記名した「直結型循環式給湯システム設置申請書」を提出すること。</p>	<p>押印廃止による改訂</p>

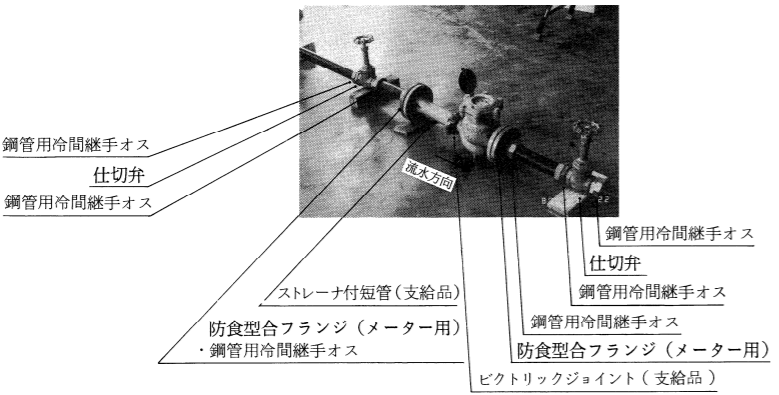
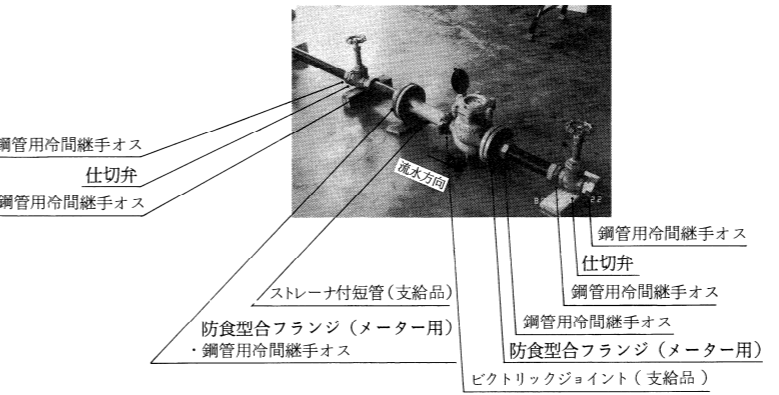
107	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分岐方法</th> <th>施工方法</th> <th>使用材料及び処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サドル付分水栓（分水栓）</td> <td>分水閉止</td> <td>サドル付分水栓用キャップ取付け</td> </tr> <tr> <td>割T字管（取出しφ50）</td> <td>簡易仕切弁閉止</td> <td>分水栓用プラグ取付け 不断水閉止用プラグN式</td> </tr> <tr> <td>〃（φ75～350×75）</td> <td>不断水割T字管撤去</td> <td>割T字管撤去用コア及びプラグ取付け</td> </tr> <tr> <td>〃（φ100～350×100）</td> <td>（コア保護バンド）</td> <td>コア保護バンドの取付け</td> </tr> <tr> <td>〃（φ150～350×150以上）</td> <td>割T字管撤去</td> <td>割継輪取付け</td> </tr> <tr> <td>二受T字管</td> <td>二受T字管撤去</td> <td>ダクタイル鋳鉄管布設（影響範囲を考慮する）</td> </tr> <tr> <td>チーズ</td> <td>チーズ撤去</td> <td>ポリエチレン管布設又は配水用ポリエチレン管布設（影響範囲を考慮する）</td> </tr> </tbody> </table>	分岐方法	施工方法	使用材料及び処理	サドル付分水栓（分水栓）	分水閉止	サドル付分水栓用キャップ取付け	割T字管（取出しφ50）	簡易仕切弁閉止	分水栓用プラグ取付け 不断水閉止用プラグN式	〃（φ75～350×75）	不断水割T字管撤去	割T字管撤去用コア及びプラグ取付け	〃（φ100～350×100）	（コア保護バンド）	コア保護バンドの取付け	〃（φ150～350×150以上）	割T字管撤去	割継輪取付け	二受T字管	二受T字管撤去	ダクタイル鋳鉄管布設（影響範囲を考慮する）	チーズ	チーズ撤去	ポリエチレン管布設又は配水用ポリエチレン管布設（影響範囲を考慮する）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分岐方法</th> <th>施工方法</th> <th>使用材料及び処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サドル付分水栓（分水栓）</td> <td>分水閉止</td> <td>サドル付分水栓用キャップ取付け</td> </tr> <tr> <td>割T字管（取出しφ50）</td> <td>簡易仕切弁閉止</td> <td>分水栓用プラグ取付け</td> </tr> <tr> <td>〃（φ75～350×75）</td> <td>不断水割T字管撤去</td> <td>割T字管撤去用コア及びプラグ取付け</td> </tr> <tr> <td>〃（φ100～350×100）</td> <td>（コア保護バンド）</td> <td>コア保護バンドの取付け</td> </tr> <tr> <td>〃（φ150～350×150以上）</td> <td>割T字管撤去</td> <td>割継輪取付け</td> </tr> <tr> <td>二受T字管</td> <td>二受T字管撤去</td> <td>ダクタイル鋳鉄管布設（影響範囲を考慮する）</td> </tr> <tr> <td>チーズ</td> <td>チーズ撤去</td> <td>ポリエチレン管布設又は配水用ポリエチレン管布設（影響範囲を考慮する）</td> </tr> </tbody> </table>	分岐方法	施工方法	使用材料及び処理	サドル付分水栓（分水栓）	分水閉止	サドル付分水栓用キャップ取付け	割T字管（取出しφ50）	簡易仕切弁閉止	分水栓用プラグ取付け	〃（φ75～350×75）	不断水割T字管撤去	割T字管撤去用コア及びプラグ取付け	〃（φ100～350×100）	（コア保護バンド）	コア保護バンドの取付け	〃（φ150～350×150以上）	割T字管撤去	割継輪取付け	二受T字管	二受T字管撤去	ダクタイル鋳鉄管布設（影響範囲を考慮する）	チーズ	チーズ撤去	ポリエチレン管布設又は配水用ポリエチレン管布設（影響範囲を考慮する）	生産中止による削除
	分岐方法	施工方法	使用材料及び処理																																																
サドル付分水栓（分水栓）	分水閉止	サドル付分水栓用キャップ取付け																																																	
割T字管（取出しφ50）	簡易仕切弁閉止	分水栓用プラグ取付け 不断水閉止用プラグN式																																																	
〃（φ75～350×75）	不断水割T字管撤去	割T字管撤去用コア及びプラグ取付け																																																	
〃（φ100～350×100）	（コア保護バンド）	コア保護バンドの取付け																																																	
〃（φ150～350×150以上）	割T字管撤去	割継輪取付け																																																	
二受T字管	二受T字管撤去	ダクタイル鋳鉄管布設（影響範囲を考慮する）																																																	
チーズ	チーズ撤去	ポリエチレン管布設又は配水用ポリエチレン管布設（影響範囲を考慮する）																																																	
分岐方法	施工方法	使用材料及び処理																																																	
サドル付分水栓（分水栓）	分水閉止	サドル付分水栓用キャップ取付け																																																	
割T字管（取出しφ50）	簡易仕切弁閉止	分水栓用プラグ取付け																																																	
〃（φ75～350×75）	不断水割T字管撤去	割T字管撤去用コア及びプラグ取付け																																																	
〃（φ100～350×100）	（コア保護バンド）	コア保護バンドの取付け																																																	
〃（φ150～350×150以上）	割T字管撤去	割継輪取付け																																																	
二受T字管	二受T字管撤去	ダクタイル鋳鉄管布設（影響範囲を考慮する）																																																	
チーズ	チーズ撤去	ポリエチレン管布設又は配水用ポリエチレン管布設（影響範囲を考慮する）																																																	
111	<p>(3) 表示記号及び符号は、表 10-1 (1)～(7)によること。 なお、以下の給水用具は、表示記号のほかに名称並びにメーカー名を記入するとともに、下表のとおり情報を必ず記入すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水用具</th> <th>型式等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逆止弁付メーターパッキン</td> <td>呼び径</td> </tr> <tr> <td>メーター用ブッシング継手</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>メーターユニット</td> <td>付属品・型式</td> </tr> <tr> <td>吸排気弁</td> <td>型式</td> </tr> </tbody> </table>	給水用具	型式等	逆止弁付メーターパッキン	呼び径	メーター用ブッシング継手	—	メーターユニット	付属品・型式	吸排気弁	型式	<p>(3) 表示記号及び符号は、表 10-1 (1)～(7)によること。 なお、以下の給水用具は、表示記号のほかに名称並びにメーカー名を記入するとともに、下表のとおり情報を必ず記入すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水用具</th> <th>型式等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逆止弁付メーターパッキン</td> <td>呼び径</td> </tr> <tr> <td>メーター用ブッシング継手</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>メーターユニット</td> <td>付属品・型式</td> </tr> <tr> <td>吸排気弁</td> <td>型式</td> </tr> <tr> <td>水道用ソフトシール仕切弁</td> <td>呼び径</td> </tr> <tr> <td>フランジ固定金具</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	給水用具	型式等	逆止弁付メーターパッキン	呼び径	メーター用ブッシング継手	—	メーターユニット	付属品・型式	吸排気弁	型式	水道用ソフトシール仕切弁	呼び径	フランジ固定金具	—	表の内容を追加																								
給水用具	型式等																																																		
逆止弁付メーターパッキン	呼び径																																																		
メーター用ブッシング継手	—																																																		
メーターユニット	付属品・型式																																																		
吸排気弁	型式																																																		
給水用具	型式等																																																		
逆止弁付メーターパッキン	呼び径																																																		
メーター用ブッシング継手	—																																																		
メーターユニット	付属品・型式																																																		
吸排気弁	型式																																																		
水道用ソフトシール仕切弁	呼び径																																																		
フランジ固定金具	—																																																		
122	<p>第7号：水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p>	<p>第7号：水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令）で定める。</p>	水道法等の所管変更に係る記載の変更																																																
123	<p>○給水装置工事材料の性能基準の区分 給水装置の構造及び材質の基準に関する厚生労働省令により個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能基準は、耐圧、浸出、水撃限界、逆流防止、負圧破壊、耐寒及び耐久の7項目となる。 これらの性能基準は、すべての給水装置工事材料に一律に適用するものではなく、性能基準ごとに、その確保が不可欠な材料に限定して適用するものである。</p>	<p>○給水装置工事材料の性能基準の区分 給水装置の構造及び材質の基準に関する国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令）により個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能基準は、耐圧、浸出、水撃限界、逆流防止、負圧破壊、耐寒及び耐久の7項目となる。 これらの性能基準は、すべての給水装置工事材料に一律に適用するものではなく、性能基準ごとに、その確保が不可欠な材料に限定して適用するものである。</p>	水道法等の所管変更に係る記載の変更																																																

		品名	規格等	用途・口径・種類			品名	規格等	用途・口径・種類	
給水管		水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762 [1種]	埋設用 20～50 mm	給水管		水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762 [1種]	埋設用 20～50 mm	
		水道配水用ポリエチレン管 (プレーンエンド)	JWWA K 144	埋設用 50・75 mm			水道配水用ポリエチレン管 (プレーンエンド)	JWWA K 144	埋設用 50・75 mm	
		水道用ダクタイル鋳鉄管類	直管 [JWWA G 113]・異形管 [JWWA G 114] SUSボルト・ナット	埋設用 75～350 mm			水道用ダクタイル鋳鉄管類 (K・NS)	直管 [JWWA G 113]・異形管 [JWWA G 114] SUSボルト・ナット	埋設用 75～350 mm	
		水道用ダクタイル鋳鉄管類 (GX)	直管 [JWWA G 120]・異形管 [JWWA G 121] φ300 [JDDPA G 1049]	埋設用 75～300 mm			水道用ダクタイル鋳鉄管類 (GX)	直管 [JWWA G 120]・異形管 [JWWA G 121] φ300 [JDDPA G 1049]	埋設用 75～300 mm	
給水用具	分岐用具	割T字管	札幌市承認品	75～350×50～350 mm	分岐用具		割T字管	札幌市承認品	75～350×50～350 mm	
		水道用サドル付分水栓 (鋳鉄管用)	JWWA B 117 [A型 ボール型 (ネジ式)]	75×20～40 mm 100～350×20～50 mm			水道用サドル付分水栓 (鋳鉄管用)	JWWA B 117 [A型 ボール型 (ネジ式)]	75×20～40 mm 100～350×20～50 mm	
		水道用サドル付分水栓 (塩ビ管用)	JWWA B 117 [A型 ボール型 (ネジ式)]	40～50×20 mm 75×20～40 mm 100～150×20～50 mm			水道用サドル付分水栓 (塩ビ管用)	JWWA B 117 [A型 ボール型 (ネジ式)]	40～50×20 mm 75×20～40 mm 100～150×20～50 mm	
		水道用サドル付分水栓 (ポリエチレン管用)	JWWA B 136	40×20 mm 50×20・25 mm			水道用サドル付分水栓 (ポリエチレン管用)	JWWA B 136	40×20 mm 50×20・25 mm	
		水道用サドル付分水栓 (水道配水用ポリエチレン管用)	PTC B 20	50×20・25 mm 75×20～50 mm			水道用サドル付分水栓 (水道配水用ポリエチレン管用)	PTC B 20	50×20・25 mm 75×20～50 mm	
	止水用具	給水用具	水道メーター	本市が貸与するメーター (詳細は、11. 2メーター参照)	13～200 mm	給水用具	止水用具	水道メーター	本市が貸与するメーター (詳細は、11. 2メーター参照)	13～200 mm
			水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120 [2種] (キャップの高さ70 mm)	75～350 mm			水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120 [2種] (キャップの高さ70 mm)	75～350 mm
			PeH挿口付ソフトシール仕切弁	PTC B 22	水道配水用ポリエチレン管用50・75mm			PeH挿口付ソフトシール仕切弁	PTC B 22	水道配水用ポリエチレン管用50・75mm
			ねじ込み仕切弁 (青銅弁)	JIS B 2011	32～50 mm			ねじ込み仕切弁 (青銅弁)	JIS B 2011	32～50 mm
			水道用止水栓	JWWA B 108 [甲形～接続型式Gタイプ]	25 mm以下			水道用止水栓	JWWA B 108 [甲形～接続型式Gタイプ]	25 mm以下
			水道用伸縮式止水栓	JWWA B 108 [甲形、ボール～接続型式Gタイプ] ボールはキー(角)ハンドル※	25 mm以下			水道用伸縮式止水栓	JWWA B 108 [甲形、ボール～接続型式Gタイプ] ボールはキー(角)ハンドル※	25 mm以下
			水道用伸縮式止水栓 (径違い)	JWWA B 108 (準拠) [甲形、ボール～接続型式Gタイプ] ボールはキー(角)ハンドル※	20×13 25×20			水道用伸縮式止水栓 (径違い)	JWWA B 108 (準拠) [甲形、ボール～接続型式Gタイプ] ボールはキー(角)ハンドル※	20×13 25×20
			メーターユニット	札幌市仕様	13～25 mm			メーターユニット	札幌市仕様	13～25 mm
			水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 (WSA B 011 耐震強化型継手適合品) 札幌市仕様 [規格除外品]	50 mm以下			水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 (WSA B 011 耐震強化型継手適合品) 札幌市仕様 [規格除外品]	50 mm以下
			水道配水用ポリエチレン管継手 (EFソケット、両受チーズ)	JWWA K 145	50・75 mm			水道配水用ポリエチレン管継手 (EFソケット、両受チーズ)	JWWA K 145	50・75 mm
			水道配水用ポリエチレン管継手 (スピゴット接手、バンド、キャップ、フランジ他)	JWWA K 145 , PTC K 13	50・75 mm			水道配水用ポリエチレン管継手 (スピゴット接手、バンド、キャップ、フランジ他)	JWWA K 145 , PTC K 13	50・75 mm
			水道配水用ポリエチレン管金属継手 (変換ソケット、エルボ、チーズほか)	PTC B 21	50 mm以下			水道配水用ポリエチレン管金属継手 (変換ソケット、エルボ、チーズほか)	PTC B 21	50 mm以下
			水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手	PTC G 30 及び準拠品 (札幌市承認品)	50・75 mm			水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手	PTC G 30 及び準拠品 (札幌市承認品)	50・75 mm
			鋼製管フランジ	JIS B 2220 [10K並形フランジ]	50～100 mm			鋼製管フランジ	JIS B 2220 [10K並形フランジ]	50～100 mm
			防食型合フランジ	札幌市仕様	50～100×30～75 mm			防食型合フランジ	札幌市仕様	50～100×30～75 mm
メーター用ブッシング継手	札幌市仕様	13×20	メーター用ブッシング継手	札幌市仕様	13×20					
逆止弁付メーターパッキン	札幌市仕様	13～40 mm	逆止弁付メーターパッキン	札幌市仕様	13～40 mm					
フランジ固定金具	札幌市仕様	75～350 mm	フランジ固定金具	札幌市仕様	75～350 mm					
撤去用具	給水用具	割継輪	札幌市仕様	75～350 mm	撤去用具		割継輪	札幌市仕様	75～350 mm	
		不断水割T字管撤去 (コア・保護バンド)	札幌市仕様	75～350×75 mm 100～350×100 mm			不断水割T字管撤去 (コア・保護バンド)	札幌市仕様	75～350×75 mm 100～350×100 mm	
		不断水閉止用プラグN式	札幌市仕様 材質 [JISG 5502]	50 mm			分水栓プラグ	形状 [JIS B 2301] 材質 [JIS H 5120-CAC406]	50 mm	
		分水栓プラグ	形状 [JIS B 2301] 材質 [JIS H 5120-CAC406]	50 mm			水道用サドル分水栓用キャップ	JWWA B 117	13～50 mm	
		水道用サドル分水栓用キャップ	JWWA B 117	13～50 mm						
その他	給水用具	ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158	75～350 mm 鋳鉄管防食用	その他		ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158	75～350 mm 鋳鉄管防食用	
		ポリエチレンシート	札幌市仕様	サドル付分水栓防食用			ポリエチレンシート	札幌市仕様	サドル付分水栓防食用	
		有機溶剤浸透防護スリーブ	PTC K 20	水道配水用ポリエチレン管用、分岐部			有機溶剤浸透防護スリーブ	PTC K 20	水道配水用ポリエチレン管用、分岐部	

130

生産中止による削除(不断水閉止用プラグN式)
ダクタイル鋳鉄管類についての文言の追加

	<table border="1"> <tr> <td>有機溶剤浸透防護スリーブ</td> <td>PTC K 20</td> <td>水道配水用ポリエチレン管用、分岐部用</td> </tr> <tr> <td>有機溶剤浸透防護シート</td> <td>札幌市仕様 PTC K 20</td> <td>水道配水用ポリエチレン管分岐部用</td> </tr> <tr> <td>水道用管表示テープ</td> <td>札幌市仕様</td> <td>75 mm以上</td> </tr> <tr> <td>水道用埋設用標示シート</td> <td>札幌市仕様</td> <td>50 mm以上</td> </tr> <tr> <td>きょう(仕切弁、排水弁、空気弁) 消火栓</td> <td>札幌市仕様</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>止水栓きょう</td> <td>札幌市仕様</td> <td>A-800・B・BC・AV (簡易止水栓きょう)</td> </tr> <tr> <td>水道メーターきょう (プラスチック)</td> <td>札幌市仕様</td> <td>IV型(改)</td> </tr> </table> <p>上記のほか、管理者が特に必要と認める給水管及び給水用具 ※JWWA B 108 (ボール) については、本市の閉栓キャップが設置できること。また、メーター止水用具としての使用に限る。 ※フランジ類の接合は SUS ボルト・ナットを使用すること。</p>	有機溶剤浸透防護スリーブ	PTC K 20	水道配水用ポリエチレン管用、分岐部用	有機溶剤浸透防護シート	札幌市仕様 PTC K 20	水道配水用ポリエチレン管分岐部用	水道用管表示テープ	札幌市仕様	75 mm以上	水道用埋設用標示シート	札幌市仕様	50 mm以上	きょう(仕切弁、排水弁、空気弁) 消火栓	札幌市仕様	—	止水栓きょう	札幌市仕様	A-800・B・BC・AV (簡易止水栓きょう)	水道メーターきょう (プラスチック)	札幌市仕様	IV型(改)	<table border="1"> <tr> <td>有機溶剤浸透防護シート</td> <td>札幌市仕様 PTC K 20</td> <td>水道配水用ポリエチレン管分岐部用</td> </tr> <tr> <td>水道用管表示テープ</td> <td>札幌市仕様</td> <td>75 mm以上</td> </tr> <tr> <td>水道用埋設用標示シート</td> <td>札幌市仕様</td> <td>50 mm以上</td> </tr> <tr> <td>きょう(仕切弁、排水弁、空気弁) 消火栓</td> <td>札幌市仕様</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>止水栓きょう</td> <td>札幌市仕様</td> <td>A-800・B・BC・AV (簡易止水栓きょう)</td> </tr> <tr> <td>水道メーターきょう (プラスチック)</td> <td>札幌市仕様</td> <td>IV型(改)</td> </tr> </table> <p>上記のほか、管理者が特に必要と認める給水管及び給水用具 ※JWWA B 108 (ボール) については、本市の閉栓キャップが設置できること。また、メーター止水用具としての使用に限る。 ※フランジ類の接合は SUS ボルト・ナットを使用すること。 ※水道用ダクタイル鋳鉄管類は、原則として耐震継手(GX、NS 形)を使用すること。ただし、事故対応・小規模な移設工事においては、一般継手(K 形)も可とする。</p>	有機溶剤浸透防護シート	札幌市仕様 PTC K 20	水道配水用ポリエチレン管分岐部用	水道用管表示テープ	札幌市仕様	75 mm以上	水道用埋設用標示シート	札幌市仕様	50 mm以上	きょう(仕切弁、排水弁、空気弁) 消火栓	札幌市仕様	—	止水栓きょう	札幌市仕様	A-800・B・BC・AV (簡易止水栓きょう)	水道メーターきょう (プラスチック)	札幌市仕様	IV型(改)	
有機溶剤浸透防護スリーブ	PTC K 20	水道配水用ポリエチレン管用、分岐部用																																								
有機溶剤浸透防護シート	札幌市仕様 PTC K 20	水道配水用ポリエチレン管分岐部用																																								
水道用管表示テープ	札幌市仕様	75 mm以上																																								
水道用埋設用標示シート	札幌市仕様	50 mm以上																																								
きょう(仕切弁、排水弁、空気弁) 消火栓	札幌市仕様	—																																								
止水栓きょう	札幌市仕様	A-800・B・BC・AV (簡易止水栓きょう)																																								
水道メーターきょう (プラスチック)	札幌市仕様	IV型(改)																																								
有機溶剤浸透防護シート	札幌市仕様 PTC K 20	水道配水用ポリエチレン管分岐部用																																								
水道用管表示テープ	札幌市仕様	75 mm以上																																								
水道用埋設用標示シート	札幌市仕様	50 mm以上																																								
きょう(仕切弁、排水弁、空気弁) 消火栓	札幌市仕様	—																																								
止水栓きょう	札幌市仕様	A-800・B・BC・AV (簡易止水栓きょう)																																								
水道メーターきょう (プラスチック)	札幌市仕様	IV型(改)																																								
142	<p>6. 断水が伴う工事は、施工予定日の4日前もしくは、断水ビラを配布する2日前（閉庁日を除く）までに断水計画書及び断水ビラを検査係担当者に提出し、協議を行い、責任をもって断水通知のビラを各戸へ配布すること。</p>	<p>6. 断水が伴う工事は、遅くとも施工日7日前（閉庁日を除く）までに予定日を検査係担当者に知らせること。また、施工予定日の4日前（閉庁日を除く）までに断水計画書及び断水ビラを検査係担当者に提出し、協議を行い、責任をもって断水通知のビラを各戸へ配布すること。</p>	<p>検査日程の調整等が必要なため</p>																																							
151	<p>15. 2 屋内配管工事</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 管は、自重によるたわみ及び水圧等による振動で損傷を受けないよう支持金具を用い適当な間隔で壁等に固定すること。</p> <p>2. 管と支持金具は直接接触させないこと。また、これらは他の金属とも接触させないこと。</p> <p>3. 横走り管は、1/100 以上の勾配を確保すること。</p> <p>4. 管継手部及び一次防せい塗装品には、必ず防せい剤を上塗りし仕上げること。</p> <p>5. 立上り管の位置は、維持管理に支障とならない場所とし、防寒等の措置を施すこと。</p> <p>6. 管には、必要に応じて防食・防寒等の措置を施すこと。</p> </div> <p><解説></p> <p>1. 立上り管等の施工方法は、「20. 標準図」を参照のこと。</p> <p>2. 隠ぺい配管とする場合は、必ず壁の内面側に配管すること。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <p>3. 隠ぺい配管は、点検ができないため支持金具の施工は慎重に行うこと。</p> <p>4. 配管が輻輳する場合は、誤接続を防止するため、管の外面にその用途が識別できるよう表示すること。</p>	<p>15. 2 屋内配管工事</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 管は、自重によるたわみ及び水圧等による振動で損傷を受けないよう支持金具を用い適当な間隔で壁等に固定すること。</p> <p>2. 管と支持金具は直接接触させないこと。また、これらは他の金属とも接触させないこと。</p> <p>3. 横走り管は、1/100 以上の勾配を確保すること。</p> <p>4. 管継手部及び一次防せい塗装品には、必ず防せい剤を上塗りし仕上げること。</p> <p>5. 立上り管の位置は、維持管理に支障とならない場所とし、防寒等の措置を施すこと。</p> <p>6. 管には、必要に応じて防食・防寒等の措置を施すこと。</p> </div> <p><解説></p> <p>1. 立上り管等の施工方法は、「20. 標準図」を参照のこと。</p> <p>2. 隠ぺい配管とする場合は、必ず壁の内面側に配管すること。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <p>3. 隠ぺい配管は、点検ができないため支持金具の施工は慎重に行うこと。</p> <p>4. 配管が輻輳する場合は、誤接続を防止するため、管の外面にその用途が識別できるよう表示すること。</p> <p>5. RC 構造の床下配管の施工について、樹脂配管は寒冷地等の対応として、専用のさや管や被覆材等を施し配管を行うこと。</p>	<p>RC 構造の床下配管についての記載を追加</p>																																							

<p>155</p>	 <p>注) 防食型合フランジに仕切弁を直接取付ける場合は、PC ニップルを使用すること。</p>	 <p>注) 防食型合フランジに仕切弁を直接取付ける場合は、本市と事前に協議の上、使用する材料を決定すること。</p>	<p>PC ニップルに限 定した内容を見 直し。</p>								
<p>164</p>	<p>17. 給水装置の防護</p> <p>17.1 防 護</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鋳鉄管の管路は、ポリスリーブで被覆し腐食防止を図ること。 2. 分岐部は、防食(ポリエチレンシート、防食用コア等)及び沈下防止等の防護を施すこと。 3. 配水用ポリエチレン管の管路及び分岐部は、浸透防護スリーブ・シートにより浸透防止を図ること。 4. 開きよ等水路を横断する場合は、原則として水路の下に布設すること。また、軌道下を横断する場合は必要に応じてヒューム管等さや管で防護すること。 5. 水圧等により管が逸脱するおそれがある場合は、必ず逸脱防止を施すものとし、必要に応じてコンクリート等で防護すること。 6. フランジ接合部にはフランジ固定金具を設置すること。 	<p>17. 給水装置の防護</p> <p>17.1 防 護</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鋳鉄管の管路は、ポリスリーブで被覆し腐食防止を図ること。 2. 分岐部は、防食(ポリエチレンシート、防食用コア等)及び沈下防止等の防護を施すこと。 3. 配水用ポリエチレン管の管路及び分岐部は、浸透防護スリーブ・シートにより浸透防止を図ること。 4. 開きよ等水路を横断する場合は、原則として水路の下に布設すること。また、軌道下を横断する場合は必要に応じてヒューム管等さや管で防護すること。 5. 水圧等により管が逸脱するおそれがある場合は、必ず逸脱防止を施すものとし、必要に応じてコンクリート等で防護すること。 6. フランジ接合部にはフランジ固定金具を設置すること。 (第一止水下流側以降は、原則設置とする) また、使用したメーカー名をしゅん功図に記載すること。 									
<p>173</p>	<p>表-19-1 受水槽を有する施設等の管理区分</p> <table border="1" data-bbox="252 1375 1380 1795"> <thead> <tr> <th>管理方法</th> <th>検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有者は都道府県知事又は保健所設置市に、付設前の確認、新設時の申請を行い、水質検査、施設検査を行う。 水道技術管理者を置き、定期又は臨時の水質検査を実施。 色、濁り、残塩：1日1回（水栓で0.1mg/ℓ以上）</td> <td>1ヶ月に1回、自ら設けた検査施設か、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者への委託により水質検査（水質基準省令の項目）を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	管理方法	検査	所有者は都道府県知事又は保健所設置市に、付設前の確認、新設時の申請を行い、水質検査、施設検査を行う。 水道技術管理者を置き、定期又は臨時の水質検査を実施。 色、濁り、残塩：1日1回（水栓で0.1mg/ℓ以上）	1ヶ月に1回、自ら設けた検査施設か、地方公共団体の機関又は 厚生労働大臣 の登録を受けた者への委託により水質検査（水質基準省令の項目）を行うこと。	<p>表-19-1 受水槽を有する施設等の管理区分</p> <table border="1" data-bbox="1484 1417 2597 1816"> <thead> <tr> <th>管理方法</th> <th>検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有者は都道府県知事又は保健所設置市に、付設前の確認、新設時の申請を行い、水質検査、施設検査を行う。 水道技術管理者を置き、定期又は臨時の水質検査を実施。 色、濁り、残塩：1日1回（水栓で0.1mg/ℓ以上）</td> <td>1ヶ月に1回、自ら設けた検査施設か、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者への委託により水質検査（水質基準省令の項目）を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	管理方法	検査	所有者は都道府県知事又は保健所設置市に、付設前の確認、新設時の申請を行い、水質検査、施設検査を行う。 水道技術管理者を置き、定期又は臨時の水質検査を実施。 色、濁り、残塩：1日1回（水栓で0.1mg/ℓ以上）	1ヶ月に1回、自ら設けた検査施設か、地方公共団体の機関又は 国土交通大臣及び環境大臣 の登録を受けた者への委託により水質検査（水質基準省令の項目）を行うこと。	<p>水道法等の所 管変更に係る 記載の変更</p>
管理方法	検査										
所有者は都道府県知事又は保健所設置市に、付設前の確認、新設時の申請を行い、水質検査、施設検査を行う。 水道技術管理者を置き、定期又は臨時の水質検査を実施。 色、濁り、残塩：1日1回（水栓で0.1mg/ℓ以上）	1ヶ月に1回、自ら設けた検査施設か、地方公共団体の機関又は 厚生労働大臣 の登録を受けた者への委託により水質検査（水質基準省令の項目）を行うこと。										
管理方法	検査										
所有者は都道府県知事又は保健所設置市に、付設前の確認、新設時の申請を行い、水質検査、施設検査を行う。 水道技術管理者を置き、定期又は臨時の水質検査を実施。 色、濁り、残塩：1日1回（水栓で0.1mg/ℓ以上）	1ヶ月に1回、自ら設けた検査施設か、地方公共団体の機関又は 国土交通大臣及び環境大臣 の登録を受けた者への委託により水質検査（水質基準省令の項目）を行うこと。										

188

押印廃止による改訂

(直結加圧給水事前協議申請書 申請者→水道局窓口) (装-25-1)

<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 33%;">課長</td> <td style="width: 33%;">係長</td> <td style="width: 33%;">係</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			課長	係長	係			
課長	係長	係						
<h3 style="margin: 0;">直結直圧給水事前協議申請書</h3>								
札幌市水道事業管理者 水道局長								
(事前協議申請者) 住所 氏名 (〒 - -)								
下記の建物に直結直圧給水したいので事前協議を申請します。								
受付番号	年度 -	受付日 年 月 日						
建築主	住所 氏名 (〒 - -)							
建築場所	札幌市 区							
他の給水方式との併用	<input type="checkbox"/> なし(直圧共同水栓のみ) <input type="checkbox"/> 直圧(階~ 階) <input type="checkbox"/> 受水槽(階~ 階)							
建物概要	建築物 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設(各戸検針: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) 給水装置 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設 しゅん工(通水)予定日: 年 月 日							
	建物階高	給水階高						
	建物業態	建物業態内訳						
	__階建	__階						
	<input type="checkbox"/> 住宅専用ビル <input type="checkbox"/> 業務専用ビル <input type="checkbox"/> 住業併用ビル	・住宅用__戸×__棟 ・業務用__戸~床面積延__㎡ ・業態_____						
計画使用水量	1日最大使用水量 m ³ /D ・ 瞬時最大流量 ℓ/s (ℓ/min)							
分岐口径	配水支管 mm × 取出口径 mm							
宅地・道路標高	宅地標高と配水支管埋設道路標高の高低差 宅地標高 E L m - 道路標高 m = 高低差 m							
建築高	建築高さ m ・ 給水管立上り高さ m							
関係添付図	(1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図 (A-4)							
備考	各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・取替えが容易にできる構造とします。							

※太線内の必要事項を記載のうえ、関係図面を添えて申請すること。
 ※業務用ビルは、階数と業態を記載すること。
 (記載例: 1~2階事務所、3階事務所、4~5階住宅)

(直結加圧給水事前協議申請書 申請者→水道局) 装 25-1

<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 33%;">課長</td> <td style="width: 33%;">係長</td> <td style="width: 33%;">係</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			課長	係長	係			
課長	係長	係						
<h3 style="margin: 0;">直結直圧給水事前協議申請書</h3>								
札幌市水道事業管理者 水道局長		(事前協議申請者) 住所 氏名 (〒 - -)						
印の削除 								
下記の建物に直結直圧給水を行いたいので事前協議を申請します。								
受付番号	令和 年度	受付日 令和 年 月 日						
建築主	住所 氏名 (〒 - -)							
建築場所	札幌市 区							
他の給水方式との併用	<input type="checkbox"/> なし(直圧共同水栓のみ) <input type="checkbox"/> 直圧(階~ 階) <input type="checkbox"/> 受水槽(階~ 階)							
建物概要	建築物 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設 (各戸検針: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) 給水装置 : <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設 しゅん工(通水)予定日: 令和 年 月 日							
	建物階高	給水階高						
	建物業態	建物業態内訳						
	__階建	__階						
	<input type="checkbox"/> 住宅専用ビル <input type="checkbox"/> 業務専用ビル <input type="checkbox"/> 住業専用ビル	・住宅用__戸×__棟 ・業務用__戸~床面積延__㎡ ・業態_____						
計画使用水量	1日最大使用水量 m ³ /D ・ 瞬時最大流量 ℓ/s (ℓ/min)							
分岐口径	配水支管 mm × 取出口径 mm							
宅地・道路標高	宅地標高と配水支管埋設道路標高の高低差 宅地標高 E L m - 道路標高 m = 高低差 m							
建築高	建築高さ m ・ 給水管立上り高さ m							
添付図面	(1) 管理図 1/500(A-3) (2) 住宅地図 (A-4)							
備考	各戸に設置するメーターは、共用のパイプシャフト内とし検針・取替が容易にできる構造とします。							

※太線内の必要事項を記載し、添付図面を提出すること。
 ※業務専用ビル・住業併用ビルの場合は、階数と業態の内訳を記載すること。
 (記載例: 1~2階飲食店、3階事務所、4~10階住宅)

189

(直結加圧給水事前協議申請書 申請者→水道局窓口) (装-26-1)

<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>課長</td><td>係長</td><td>係</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>			課長	係長	係			
課長	係長	係						
<h3 style="margin: 0;">直結加圧給水事前協議申請書</h3>								
札幌市水道事業管理者 水道局長								
(事前協議申請者) 住所 氏名 (〒 - -)								
印								
下記の建物に直結加圧給水したいので事前協議を申請します。								
受付番号	年度-	受付日 年 月 日						
建築主	住所 氏名 (〒 - -)							
建築場所	札幌市 区							
他の給水方式との併用	<input type="checkbox"/> なし(直圧共同水栓のみ) <input type="checkbox"/> 直圧(階~ 階) <input type="checkbox"/> 受水槽(階~ 階)							
建物概要	建築物 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設 (各戸検針: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) 給水装置 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設 しゅん工(通水)予定日: 年 月 日							
	建物階高	給水階高						
	建物業態	建物業態内訳						
計画使用水量	1日最大使用水量 m ³ /D ・ 瞬時最大流量 ℓ/s (ℓ/min)							
分岐口径	配水支管 mm × 取出し口径 mm							
ポンプ型式	(1) メーカー名 (2) 型式名							
ポンプ仕様	(1) ポンプ口径 mm (2) 最大給水量 ℓ/min							
宅地・道路標高	宅地標高と配水支管理設道路標高の高低差 宅地標高 E L m - 道路標高 m = 高低差 m							
建築高さ	建築高さ m ・ 給水管立上り高さ m							
関係添付図	(1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図(A-4)							
備考	各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・取替えが容易にできる構造とします。							

※太線内の必要事項を記載のうえ、関係図面を添えて申請すること。
 ※業務用ビルは、階数と業態を記載すること。
 (記載例: 1~2階事務所、3階事務所、4~10階住宅)

(直結加圧給水事前協議申請書 申請者→水道局)

装 26-1

<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td>課長</td><td>係長</td><td>係</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>			課長	係長	係			
課長	係長	係						
<h3 style="margin: 0;">直結加圧給水事前協議申請書</h3>								
札幌市水道事業管理者 水道局長		(事前協議申請者) 住所 氏名 (〒 - -)						
印の削除								
下記の建物に直結加圧給水を行いたいので事前協議を申請します。								
受付番号	令和 年度	受付日 令和 年 月 日						
建築主	住所 氏名 (〒 - -)							
建築場所	札幌市 区							
他の給水方式との併用	<input type="checkbox"/> なし(直圧共同水栓のみ) <input type="checkbox"/> 直圧(階~ 階) <input type="checkbox"/> 受水槽(階~ 階)							
建物概要	建築物 : <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設 (各戸検針: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) 給水装置 : <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設 しゅん工(通水)予定日: 令和 年 月 日							
	建物階高	給水階高						
	建物業態	建物業態内訳						
計画使用水量	1日最大使用水量 m ³ /D ・ 瞬時最大流量 ℓ/s (ℓ/min)							
分岐口径	配水支管 mm × 取出し口径 mm							
ポンプ型式	(1) メーカー名 (2) 型式名							
ポンプ仕様	(1) ポンプ口径 mm (2) 最大給水量 ℓ/min							
宅地・道路標高	宅地標高と配水支管理設道路標高の高低差 宅地標高 E L m - 道路標高 m = 高低差 m							
建築高さ	建築高さ m ・ 給水管立上り高さ m							
添付図面	(1) 管理図 1/500(A-3) (2) 住宅地図(A-4)							
備考	各戸に設置するメーターは、共用のパイプシャフト内とし検針・取替が容易にできる構造とします。							

※太線内の必要事項を記載し、添付図面を提出すること。
 ※業務専用ビル・住業併用ビルの場合は、階数と業態の内訳を記載すること。
 (記載例: 1~2階飲食店、3階事務所、4~10階住宅)

押印廃止による改訂

189-1

(直結多段加圧給水事前協議申請書 申請者→水道局窓口) (装-91)

	課長	係長	係	
直結多段加圧給水事前協議申請書				
札幌市水道事業管理者 水道局長				
(事前協議申請者)				
住所				
氏名				
(Tel. - -)				
印				
下記の建物に直結多段加圧給水したいので事前協議を申請します。				
受付番号	年度	受付日	年月日	
建築主	住所 氏名 (Tel. - -)			
建築場所	札幌市 区			
他の給水方式との併用	□なし(直圧共同水栓のみ) □直圧(階~ 階) □受水槽(階~ 階)			
建物概要	建築物 : □新築 □既設(各戸検針: □あり □なし)			
	給水装置 : □新築 □既設			
しゅん功(通水)予定日: 年 月 日				
	建物階高	給水階高	建物業態	建物業態内訳
	__階建	__階	□住宅専用ビル □業務専用ビル □住業併用ビル	・住宅用__戸×__棟 ・業務用__戸~床面積延__㎡ ・業態_____ 直結加圧装置設置階高 1段目 __階 2段目 __階 直圧共同水栓設置場所 □屋内 □屋外 ※冬期間も使用可能なこと。
計画使用水量	1日最大使用水量 m ³ /D ・ 瞬時最大流量 ℓ/s (ℓ/min)			
分岐口径	配水支管 mm × 取出し口径 mm			
ポンプ型式	1段目 (1) メーカー名 (2) 型式名 2段目 (1) メーカー名 (2) 型式名			
ポンプ仕様	1段目 (1) ポンプ口径 mm (2) 最大給水量 ℓ/min 2段目 (1) ポンプ口径 mm (2) 最大給水量 ℓ/min			
宅地・道路標高	宅地標高と配水支管理設道路標高の高低差 宅地標高EL m - 道路標高 m = 高低差 m			
建築高	建築高さ m・給水管立上り高さ 1段目 m 2段目 m			
関係添付図	(1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図(A-4)			
備考	各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・取替えが容易にできる構造とします。			

※太線内の必要事項を記載のうえ、関係図面を添えて申請すること。
※業務用ビルは、階数と業態を記載すること。
(記載例: 1~2階事務所、3階事務所、4~10階住宅)

(直結多段加圧給水事前協議申請書 申請者→水道局窓口) (装-91)

	課長	係長	係	
直結多段加圧給水事前協議申請書				
札幌市水道事業管理者 水道局長				
(事前協議申請者)				
住所				
氏名				
(Tel. - -)				
印の削除				
下記の建物に直結多段加圧給水したいので事前協議を申請します。				
受付番号	令和 年度	受付日	令和 年 月 日	
建築主	住所 氏名 (Tel. - -)			
建築場所	札幌市 区			
他の給水方式との併用	□なし(直圧共同水栓のみ) □直圧(階~ 階) □受水槽(階~ 階)			
建物概要	建築物 : □新築 □既設(各戸検針: □あり □なし)			
	給水装置 : □新築 □既設			
しゅん功(通水)予定日: 令和 年 月 日				
	建物階高	給水階高	建物業態	建物業態内訳
	__階建	__階	□住宅専用ビル □業務専用ビル □住業併用ビル	・住宅用__戸×__棟 ・業務用__戸~床面積延__㎡ ・業態_____ 直結加圧装置設置階高 1段目 __階 2段目 __階 直圧共同水栓設置場所 □屋内 □屋外 ※冬期間も使用可能なこと。
計画使用水量	1日最大使用水量 m ³ /D ・ 瞬時最大流量 ℓ/s (ℓ/min)			
分岐口径	配水支管 mm × 取出し口径 mm			
ポンプ型式	1段目 (1) メーカー名 (2) 型式名 2段目 (1) メーカー名 (2) 型式名			
ポンプ仕様	1段目 (1) ポンプ口径 mm (2) 最大給水量 ℓ/min 2段目 (1) ポンプ口径 mm (2) 最大給水量 ℓ/min			
宅地・道路標高	宅地標高と配水支管理設道路標高の高低差 宅地標高EL m - 道路標高 m = 高低差 m			
建築高	建築高さ m・給水管立上り高さ 1段目 m 2段目 m			
関係添付図	(1) 管理図1/500(A-4) (2) 住宅地図(A-4)			
備考	各戸に設置する水道メーターは共用パイプシャフト内とし検針・取替えが容易にできる構造とします。			

※太線内の必要事項を記載のうえ、関係図面を添えて申請すること。
※業務用ビルは、階数と業態を記載すること。
(記載例: 1~2階事務所、3階事務所、4~10階住宅)

押印廃止による改訂

190	集合住宅、事務所ビル及びこれらの併用ビルで、直結直圧給水は5階程度を標準とし、10階程度を標準とする。	集合住宅、事務所ビル及びこれらの併用ビルで、直結直圧給水は5階程度を標準とし、 直結加圧給水は10階程度を標準とする。	
190	<p>3. 4 分岐対象配水管及び分岐給水管口径</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 分岐給水管口径は、原則として配水管等の口径より小さい口径とすること。</p> <p>2. 配水補助管からの4階以上の直結給水建物の分岐は、原則として認めない。</p> <p>3. 「直結加圧装置（呼び径 75 mm）」を給水管に直結する場合の分岐対象配水管口径は、原則として150 mm以上とする。</p> <p>4. 「直結加圧装置（呼び径 75 mm）」を給水管に直結する場合の分岐給水管口径は、原則として配水管口径より2段落ち以下の口径とする。</p> </div>	<p>3. 4 分岐対象配水管及び分岐給水管口径</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 分岐給水管口径は、原則として配水管等の口径より小さい口径とすること。</p> <p>2. 配水補助管からの4階以上の直結給水建物の分岐は、原則として認めない（呼び径 75mmは除く）。</p> <p>3. 「直結加圧装置（呼び径 75 mm）」を給水管に直結する場合の分岐対象配水管口径は、原則として150 mm以上とする。</p> <p>4. 「直結加圧装置（呼び径 75 mm）」を給水管に直結する場合の分岐給水管口径は、原則として配水管口径より2段落ち以下の口径とする。</p> </div>	文言追加

210

直結加圧給水条件承諾書

札幌市水道事業管理者 様

年 月 日

給水栓番号		
設置場所		札幌市 区
所有者	住所 氏名 印
	電話番号	☎
直結加圧装置 管理人	住所 氏名
	電話番号	☎

直結加圧給水にあたり、下記の条件を承諾し適正に管理します。

記

1. 使用者への周知について

次の特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、直結加圧装置による給水についての苦情を水道局に一切申し立てません。

- ① 停電や故障等により直結加圧装置が停止した時、又は水圧低下に伴い出水不良及び濁水が発生した時には、直圧共同水栓を使用します。
- ② 直結加圧給水の場合は、計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用ができなくなることを承諾いたします。

2. 定期点検について

直結加圧装置についての機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、1年以内ごとに1回の定期点検を行います。

また、その他の吸排気弁などの給水用具についても、適切に保守します。

3. 損害の補償について

直結加圧装置などに起因して、逆流又は漏水等が発生し、水道局もしくは使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。

4. 直結加圧装置所有者等の変更届について

直結加圧装置の所有者または管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人に「直結加圧給水条件承諾書」の条件について継承させるとともに、本様式により速やかに水道局に届出します。

5. 既設配管使用の責任について

既設の装置を使用し直結加圧方式にした場合、これに起因する漏水等の事故については、所有者（設置者）又は使用者の責任において解決するとともに、水道局の指示に従い速やかに改善します。

6. 水道メーターの管理について

直結加圧装置以下の給水装置に水道局の水道メーターを設置した場合は、水道メーターの維持管理及び計量に支障が無いようにします。

7. 水道メーター取替えの措置について

計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えの際には、断水が伴うため水の使用ができなくなることを。また、その連絡を受けた場合は、水道局に協力します。

8. 関係法令の遵守について

上記各項のほか、取扱上必要な事項は、水道法及び札幌市水道事業給水条例等の関係法令を遵守して給水装置の施行及び維持管理を行うとともに、管理上の責任は所有者又は使用者であること。

9. 紛争の解決について

上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、直結加圧給水に起因する紛争等については、当事者間で解決し、苦情等を水道局に一切申し立てません。

10. その他

水道局が計画的または緊急的に行う配水管などの水量・水圧に関する調査及び断水作業などについては、円滑に実施できるよう全面的に協力します。また、その作業に伴う直結加圧装置の停止、復旧作業等の保守管理については、所有者の負担において行います。

直結加圧給水条件承諾書

札幌市水道事業管理者 様

令和 年 月 日

給水栓番号		
設置場所		札幌市 区 印の削除
所有者	住所 氏名
	電話番号	☎
直結加圧装置 管理人	住所 氏名
	電話番号	☎

直結加圧給水にあたり、下記の条件を承諾し適正に管理します。

記

1. 使用者への周知について

次の特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、直結加圧装置による給水についての苦情を水道局に一切申し立てません。

- ① 停電や故障等により直結加圧装置が停止した時、又は水圧低下に伴い出水不良及び濁水が発生した時には、直圧共同水栓を使用します。
- ② 直結加圧装置を設置した場合は、計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用ができなくなることを承諾いたします。

2. 定期点検について

直結加圧装置についての機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、1年以内ごとに1回の定期点検を行います。

また、その他の吸排気弁などの給水用具についても、適切に保守します。

3. 損害の補償について

直結加圧装置などに起因して、逆流又は漏水等が発生し、水道局もしくは使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって対処いたします。

4. 直結加圧装置所有者等の変更届について

直結加圧装置の所有者または管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人に「直結加圧給水条件承諾書」の条件について継承させるとともに、本様式により速やかに水道局に届出します。

5. 既設配管使用の責任について

既設の装置を使用し直結加圧方式にした場合、これに起因する漏水等の事故については、所有者（設置者）又は使用者の責任において解決するとともに、水道局の指示に従い速やかに改善します。

6. 水道メーターの管理について

直結加圧装置以下の給水装置に水道局の水道メーターを設置した場合は、水道メーターの維持管理及び計量に支障が無いようにします。

7. 水道メーター取替えの措置について

計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えの際には、断水が伴うため水の使用ができなくなることを。また、その連絡を受けた場合は、水道局に協力します。

8. 関係法令の遵守について

上記各項のほか、取扱上必要な事項は、水道法及び札幌市水道事業給水条例等の関係法令を遵守して給水装置の施行及び維持管理を行うとともに、管理上の責任は所有者又は使用者であること。

9. 紛争の解決について

上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、直結加圧給水に起因する紛争等については、当事者間で解決し、苦情等を水道局に一切申し立てません。

10. その他

水道局が計画的または緊急的に行う配水管などの水量・水圧に関する調査及び断水作業などについては、円滑に実施できるように全面的に協力します。また、その作業に伴う直結加圧装置の停止、復旧作業等の保守管理については、所有者の負担において行います。

押印廃止による改訂

232	(2) 各戸及び散水栓等に本市メーター又は私設メーター（以下「子メーター」という。）が設置されること。	(2) 各戸及び散水栓等に本市メーター又は本市水道局の基準を満たしている私設メーター（以下「子メーター」という。）が設置されること。	文言の修正																																								
245	<p style="text-align: center;">V. 無線式メーター設置要領</p> <p>1. 適用範囲 無線式メーター設置要領の適用範囲は次のとおりである。</p> <p>(1) 無線式メーター設置地区</p> <p>ア 厚別区全域 イ 清田区全域 ウ 南区全域 エ 中央区の一部</p> <table border="1" data-bbox="335 672 914 1108"> <tr><td>北5条</td><td>西1～8丁目</td></tr> <tr><td>北2～4条</td><td>西1～10丁目</td></tr> <tr><td>北1条</td><td>西1～9丁目</td></tr> <tr><td>北大通</td><td>西1～9丁目</td></tr> <tr><td>南大通</td><td>西1～8丁目</td></tr> <tr><td>南1～9条</td><td>西1～8丁目</td></tr> <tr><td>南10条</td><td>西1～3丁目、西6～8丁目</td></tr> <tr><td>南11条</td><td>西1丁目、西6・7丁目</td></tr> <tr><td>南12～15条</td><td>西1丁目</td></tr> <tr><td>二条市場</td><td></td></tr> </table> <p>(2) 検針困難箇所（大型メーターきょう含む。）及び検針危険箇所</p>	北5条	西1～8丁目	北2～4条	西1～10丁目	北1条	西1～9丁目	北大通	西1～9丁目	南大通	西1～8丁目	南1～9条	西1～8丁目	南10条	西1～3丁目、西6～8丁目	南11条	西1丁目、西6・7丁目	南12～15条	西1丁目	二条市場		<p style="text-align: center;">V. 無線式メーター設置要領</p> <p>1. 適用範囲 無線式メーター設置要領の適用範囲は次のとおりである。</p> <p>(1) 無線式メーター設置地区</p> <p>ア 厚別区全域 イ 中央区の一部</p> <table border="1" data-bbox="1576 634 2154 1071"> <tr><td>北5条</td><td>西1～8丁目</td></tr> <tr><td>北2～4条</td><td>西1～10丁目</td></tr> <tr><td>北1条</td><td>西1～9丁目</td></tr> <tr><td>北大通</td><td>西1～9丁目</td></tr> <tr><td>南大通</td><td>西1～8丁目</td></tr> <tr><td>南1～9条</td><td>西1～8丁目</td></tr> <tr><td>南10条</td><td>西1～3丁目、西6～8丁目</td></tr> <tr><td>南11条</td><td>西1丁目、西6・7丁目</td></tr> <tr><td>南12～15条</td><td>西1丁目</td></tr> <tr><td>二条市場</td><td></td></tr> </table> <p>(2) 検針困難箇所（大型メーターきょう含む。）及び検針危険箇所</p>	北5条	西1～8丁目	北2～4条	西1～10丁目	北1条	西1～9丁目	北大通	西1～9丁目	南大通	西1～8丁目	南1～9条	西1～8丁目	南10条	西1～3丁目、西6～8丁目	南11条	西1丁目、西6・7丁目	南12～15条	西1丁目	二条市場		無線メーター設置中止に伴う変更
北5条	西1～8丁目																																										
北2～4条	西1～10丁目																																										
北1条	西1～9丁目																																										
北大通	西1～9丁目																																										
南大通	西1～8丁目																																										
南1～9条	西1～8丁目																																										
南10条	西1～3丁目、西6～8丁目																																										
南11条	西1丁目、西6・7丁目																																										
南12～15条	西1丁目																																										
二条市場																																											
北5条	西1～8丁目																																										
北2～4条	西1～10丁目																																										
北1条	西1～9丁目																																										
北大通	西1～9丁目																																										
南大通	西1～8丁目																																										
南1～9条	西1～8丁目																																										
南10条	西1～3丁目、西6～8丁目																																										
南11条	西1丁目、西6・7丁目																																										
南12～15条	西1丁目																																										
二条市場																																											
257	<p>1. 工事の適用範囲 指定事業者が行う修繕工事の適用範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水装置が破損した場合、これを原形に修復する工事。ただし、水道法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更（注）については、適用範囲から除くものとする。</p>	<p>1. 工事の適用範囲 指定事業者が行う修繕工事の適用範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水装置が破損した場合、これを原形に修復する工事。ただし、水道法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更（注）については、適用範囲から除くものとする。</p>	厚生労働省令から国土交通省令に変更																																								

修繕工事施工図

(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長

水道局への提出年月日 年 月 日

給水栓番号					水道局受付印
設置場所	札幌市 区	施行年月日	年 月 日		
工事申込者	住所	給水装置工事主任技術者			
	氏名	配水管施工技能者又はその他技術を有する者			
修繕工事を施工したので届けます。 札幌市指定給水装置工事事業者（第 - 号）		工事の内容（該当する番号を○で囲んでください） 1. 水道メーター位置の変更 2. 水道メーター器種の変更 3. 給水管位置の変更 4. 給水管の取替 5. その他（ ）			



260-1

修繕工事施工図 (A3版の追加)

メーター上流給水管情報										管理図番号			課長	係長	係
公道					宅地内					-	-	()			
管種	口径	延長	布設年度	凡例記号	管種	口径	延長	布設年度	凡例記号	-	-	()			
			-	()				-	()	-	-	()			
			-	()				-	()	-	-	()			
			-	()				-	()	-	-	()			

272

令和6年4月 「給水装置工事設計施工指針」一部改訂

改訂の沿革に追加